

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	清 水 富 雄
同	大 岩 真善和

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年2月14日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

1 南部公園緑地事務所の行為について

住民監査請求について定めた法第242条第1項は、「当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるとき」に住民監査請求を行うことができると規定しています。

本件請求において請求人は、「中田中央公園に関するもの」として、「南部公園緑地事務所」の「指定管理者の管理にかかわる」「南部の管理の不備により横浜市に損失が生じている」と述べています。そして、南部公園緑地事務所において指定管理者を「虚偽の報告書で評価をした」こと並びに報告書の評価が「無駄な業務」であることなどを述べています。

しかし、請求人は「南部の管理の不備により」と主張しているものの、続く内容は当該

公園の指定管理者・特定事業者の行為についての記載であり横浜市の執行機関又は職員についての記載ではないようにも読めます。仮にそうではないとしても、指定管理者の評価（無駄な業務）という記載も含めて、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実のいずれの事項に当たるかが不明確であり、横浜市の執行機関又は職員の財務会計上の行為について摘示したものと認められません。

2 指定管理者の行為について

本件請求において請求人は、「冬季整備中である野球場の休館日に」公園の利用者がいることについて、「野球場の利用料金は1時間につき1300円」であるが「管理をしている指定管理者は彼らから利用料金をとっていない」と述べ、「指定管理者の行為は《施設の私物化に該当》するのではないか、《横浜市に損失がでている》」と主張しています。

しかし、当該行為は当該公園の指定管理者・特定事業者の行為であり、住民監査請求の要件である横浜市の執行機関又は職員の財務会計上の行為又は怠る事実について摘示したものと認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。